

「犯罪のない安全で安心して暮らせるまち習志野」

習志野市安全で安心なまちづくり基本計画 (第3次)(案)

令和8(2026)年度～令和15(2033)年度



令和7年10月版

習志野市

目次

第 1 章 基本計画策定の趣旨	- 4 -
1. 基本計画策定の趣旨	- 4 -
2. 基本計画の施策対象の範囲	- 4 -
3. 計画の位置づけ	- 5 -
4. 計画期間	- 5 -
第 2 章 現状及び課題	- 6 -
1. 犯罪の現状	- 6 -
2. 社会情勢の変化	- 10 -
3. 安全で安心なまちづくりへの課題	- 11 -
第 3 章 基本計画推進の基本的な考え方	- 13 -
1. 目的	- 13 -
2. 目標	- 13 -
3. 基本方針	- 13 -
4. 施策体系	- 14 -
第 4 章 安全で安心なまちづくり施策の推進	- 15 -
1. 市の取り組み	- 15 -
2. 市民の取り組み	- 19 -
3. 事業者の取り組み	- 21 -
第 5 章 基本計画を推進するにあたって	- 24 -
1. 実施計画の策定	- 24 -
2. 安全で安心なまちづくり協議会の設置	- 24 -
3. 安全で安心なまちづくり連絡協議会の設置	- 24 -
4. 基本計画の変更について	- 24 -
資料編	- 25 -
1. 習志野市安全で安心まちづくり基本計画の策定経緯	- 26 -
2. 習志野市安全で安心なまちづくり基本計画について（諮問）	- 27 -
3. 習志野市安全で安心なまちづくり基本計画について（答申）	- 28 -
4. 習志野市安全で安心なまちづくり協議会委員名簿	- 29 -
5. 習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	- 30 -
6. 習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則	- 33 -
7. 安全で安心なまちづくり連絡協議会設置要綱	- 35 -
8. 習志野市自主防犯活動団体委嘱要綱	- 37 -
9. 習志野市防犯物品支援基準	- 40 -

第 1 章 基本計画策定の趣旨

1. 基本計画策定の趣旨

本市では、平成 16(2004)年 3 月に市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的とした「習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定しました。

この条例に基づき、平成 27(2015)年 3 月に、「習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（第 2 次）」（以下「第 2 次基本計画」という）を策定し、計画期間である平成 27(2015)～令和 7(2025)年度の間、市、市民、事業者、警察、その他関係団体が連携を図り、防犯灯や防犯カメラの設置、防犯パトロールの実施など地域ぐるみの防犯体制を充実させるとともに、市民一人ひとりの防犯意識の向上に取り組んでまいりました。

その結果、市内における犯罪発生件数は、平成 26(2014)年と令和 6(2024)年を比べると約 4 割減少しており、第 2 次基本計画に基づく防犯施策については一定の成果を示しております。

しかし、侵入盗、乗りもの盗、車上狙い、ひったくりなど、市民生活に身近なところで起こる犯罪の発生件数は、減少傾向を示しつつも依然として発生しており、予断を許さない状況にあります。

また、主に高齢者等を狙った電話 de 詐欺（特殊詐欺）は、本市においても近年は上昇傾向であり、さらには匿名・流動型犯罪グループに代表される SNS を利用した新たな詐欺や犯罪手口も発生し、若年層でも被害が発生するなど、犯罪の巧妙化・複雑化が見られ、安全で安心なまちづくりの実現のためには、第 2 次基本計画に基づく施策を含め、継続して防犯施策を実施していく必要があります。

このような状況の中、第 2 次基本計画の期間満了に伴い、これまで行ってきた各種施策の成果や課題を踏まえ、引き続き安全で安心なまちづくりを計画的に推進するため、「習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（第 3 次）」（以下、「基本計画」という）を策定しました。

この基本計画は、今日の社会・経済情勢や地域状況を踏まえた上で、これまで行ってきた防犯施策の成果を生かすために、第 2 次基本計画で示した防犯対策の方向性や基本的な施策を踏襲しています。

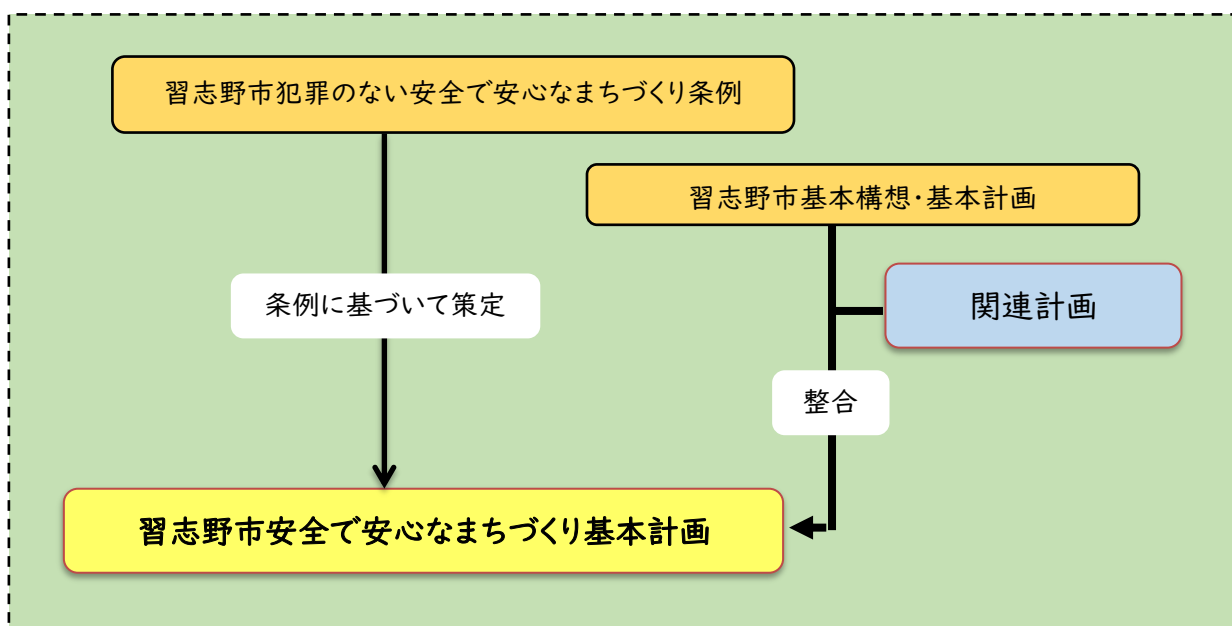
2. 基本計画の施策対象の範囲

基本計画の施策対象の範囲については、侵入盗、乗りもの盗、車上狙い、ひったくり、電話 de 詐欺、こどもを始めとした犯罪弱者を狙った犯罪など、市民生活の身近なところで起きる犯罪の発生防止（予防）に主眼を置きます。

なお、警察による犯罪捜査、火災・地震などの災害や環境保全、労働災害といった分野については、既に独立した枠組みで施策が体系化されているため、基本計画の施策対象の範囲には含めないこととします。

3. 計画の位置づけ

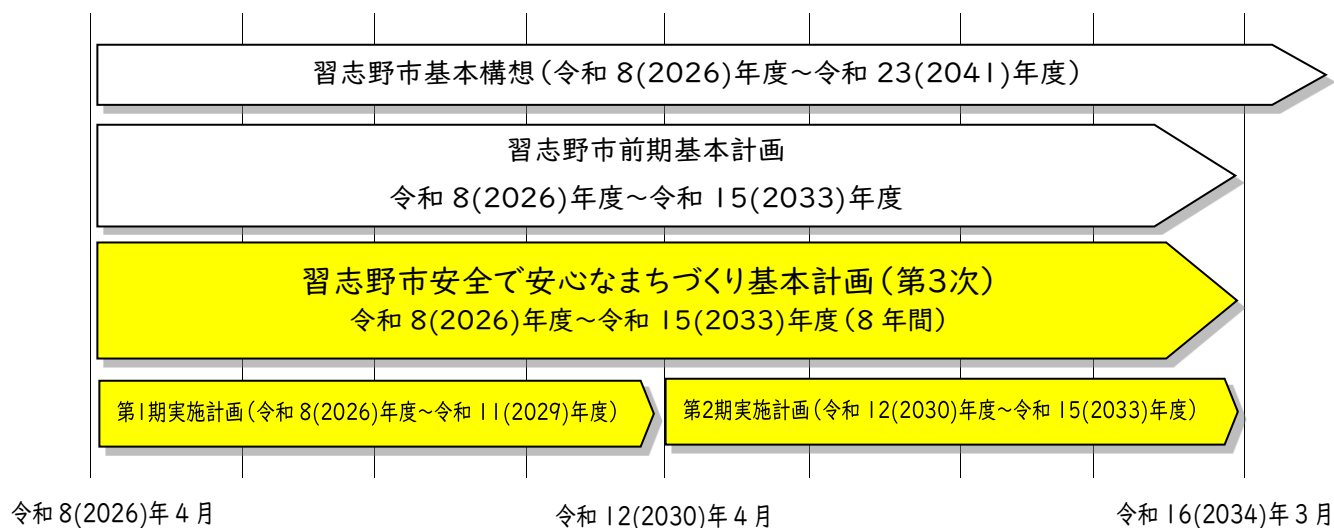
基本計画は、習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づき、習志野市基本構想・基本計画、他の関連計画との整合を図り策定します。



4. 計画期間

この基本計画は、習志野市前期基本計画にあわせ、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの計画期間とします。

ただし、防犯施策等については、社会の急速な変化に対応していくために、適宜、見直しを行うとともに、実施計画に反映させていきます。



第2章 現状及び課題

1. 犯罪の現状

(1) 刑法犯認知件数の推移

本市における令和6(2024)年の刑法犯認知件数は1,139件となっており、平成12(2000)年の5,385件をピークに減少傾向でしたが、令和5(2023)年には増加に転じました。令和6(2024)年の刑法犯認知件数の内訳としては、凶悪犯4件、粗暴犯68件、窃盗犯892件、知能犯52件、風俗犯16件、その他刑法犯107件となり、窃盗犯が78.3%を占めています。

第2次基本計画策定当時である平成26(2014)年の件数1,928件と比較すると、789件の減少となっており、1日当たり約2.2件の減少となっています。

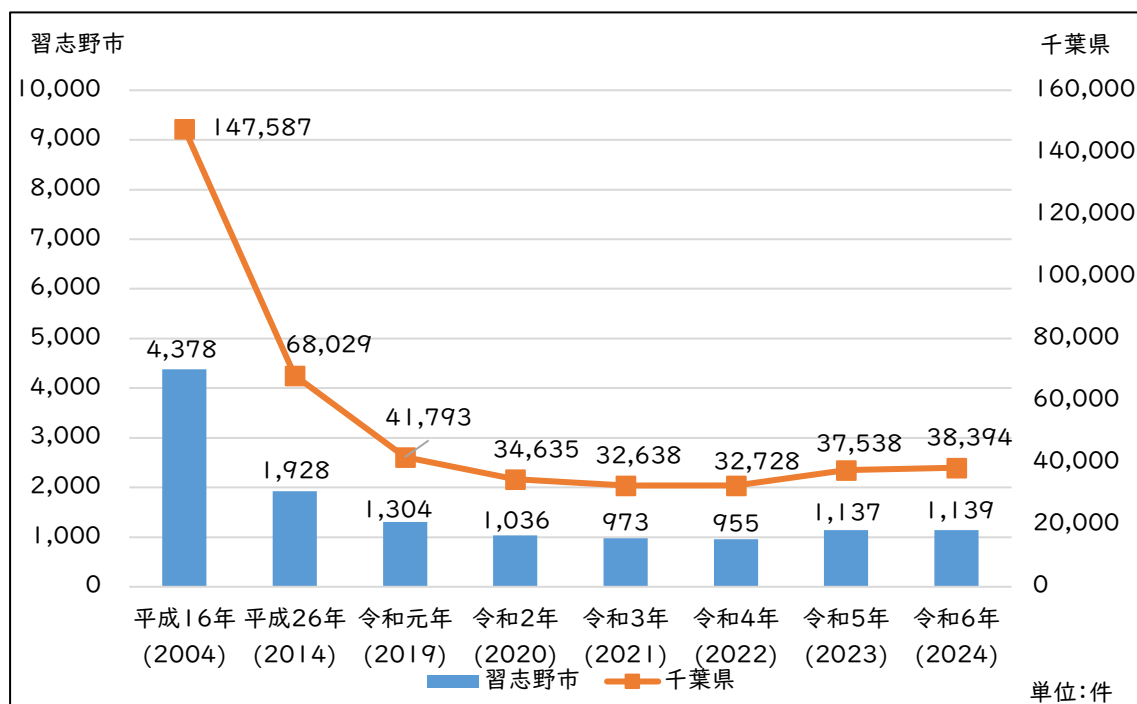


図1. 千葉県・習志野市 刑法犯認知件数

出典: 千葉県警察本部

（２）窃盗犯発生件数

身近な犯罪である窃盗犯発生件数は、刑法犯認知件数と同様、平成 16(2004)年以降減少を続けており、令和 4(2022)年には最小の 741 件となっていますが、令和 5(2023)年以降はやや増加しました。

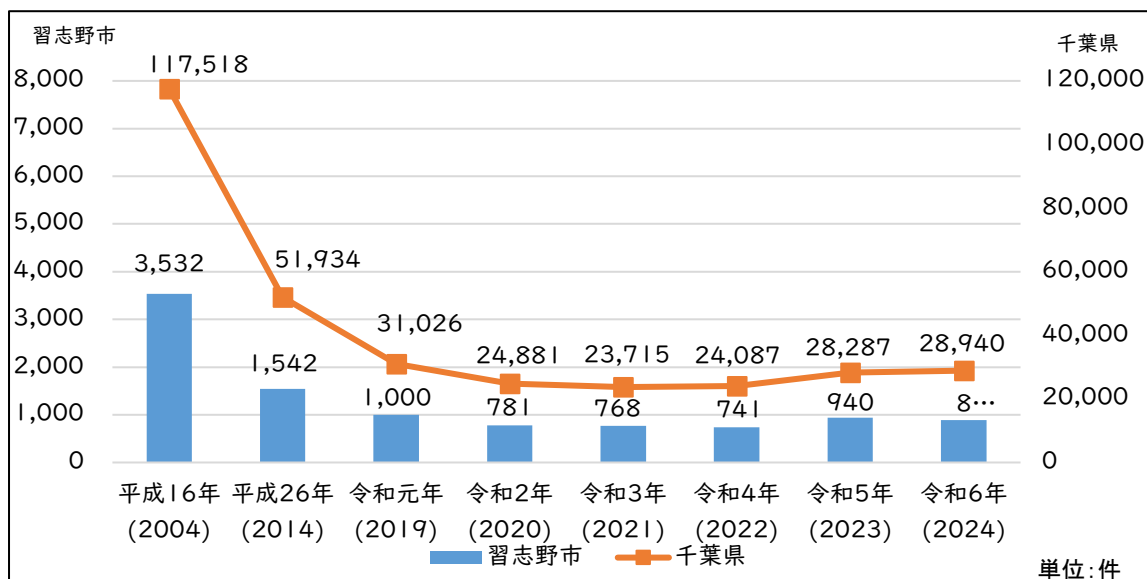


図 2. 千葉県・習志野市 窃盗犯発生件数

出典: 千葉県警察本部

表 1. 習志野市の主な窃盗犯の件数

単位: 件、%

罪種	平成 16 年 (2004)	平成 26 年 ※A (2014)	令和 6 年 ※B (2024)	減少率 (A-B)/A
ひったくり	131	8	1	87.5%
自転車盗	1,131	648	450	30.6%
車上狙い	428	92	15	83.7%
空き巣	289	49	9	81.6%
その他	1,553	745	417	44.0%
窃盗犯合計	3,532	1,542	892	42.1%

出典: 千葉県警察本部

(3) 電話 de 詐欺件数、被害金額等

電話 de 詐欺とは、犯人が電話やハガキ等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードを騙し取ったり、医療費の還付金を受けられるなどと言ってATMを操作させ、犯人の口座に送金させたりする犯罪の総称です（現金等を脅し取る恐喝やキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗（窃盗）を含む）。

本市での電話 de 詐欺の被害は、例年 40 件前後発生しておりますが、令和 4(2022) 年は突出して被害が発生しており、60 件（1 億 6,621 万円）の被害がありました。なお、令和 6(2024)年は、36 件（5,352 万円）の被害がありました。

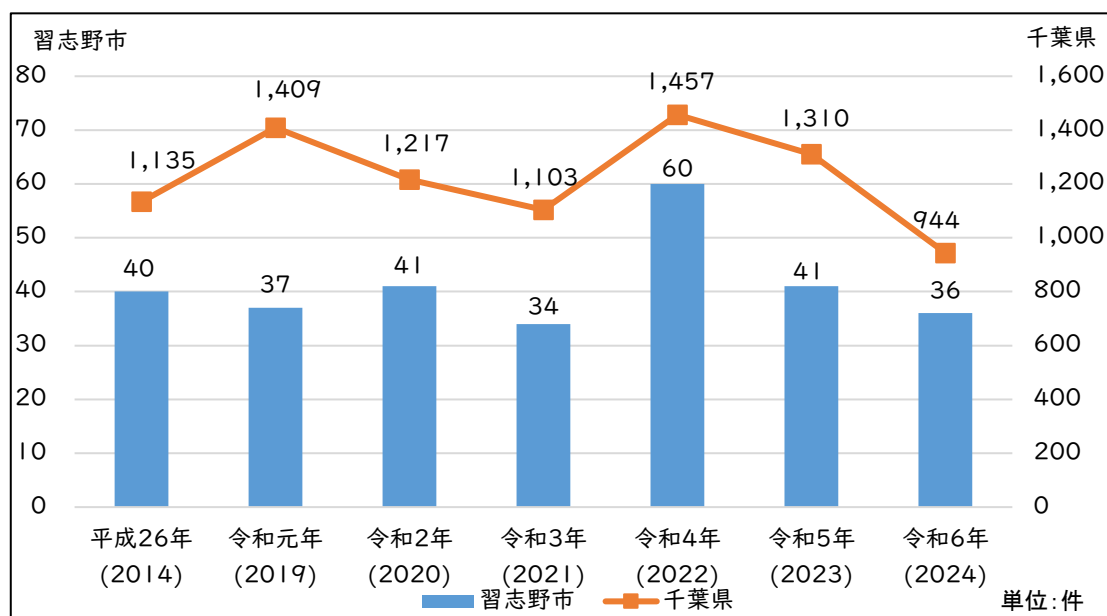


図 3. 千葉県・習志野市 電話 de 詐欺件数

出典:千葉県警察本部

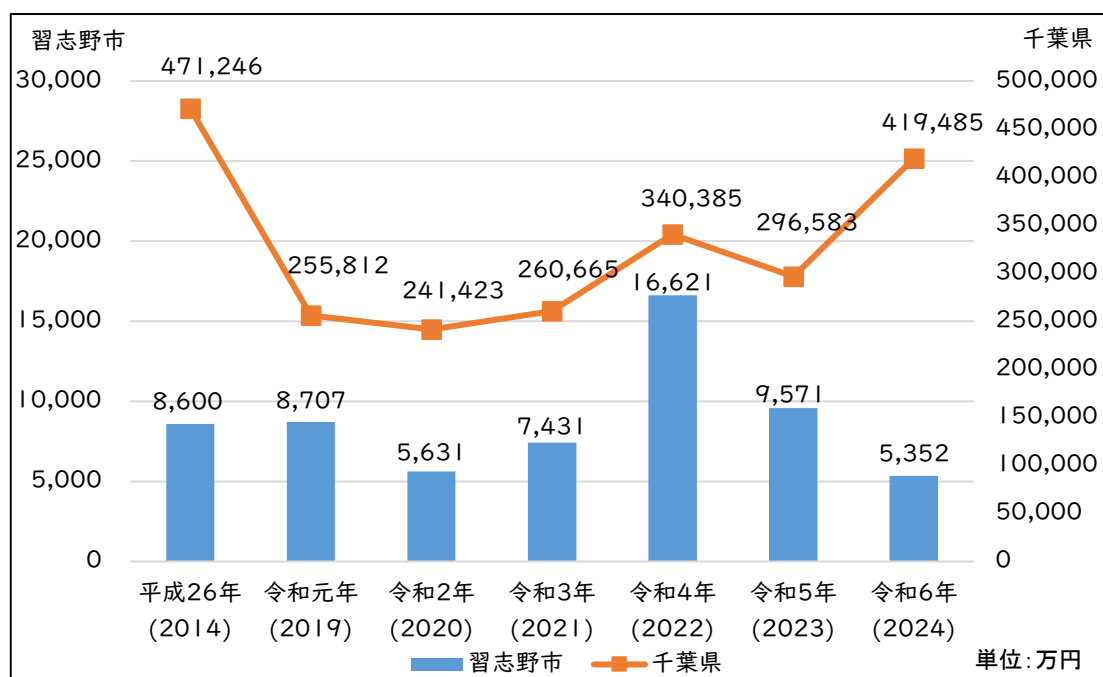


図 4. 千葉県・習志野市 電話 de 詐欺 被害額

出典:千葉県警察本部

(4) 電話 de 詐欺の被害者年齢構成 (令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日)

令和 6(2024)年の千葉県内の被害者年齢構成は、約半数を 80 歳以上の高齢者が占めており、高齢者の犯罪被害が非常に多い傾向が見て取れますが、40 歳以下の比較的若い世代においても被害が発生しています。

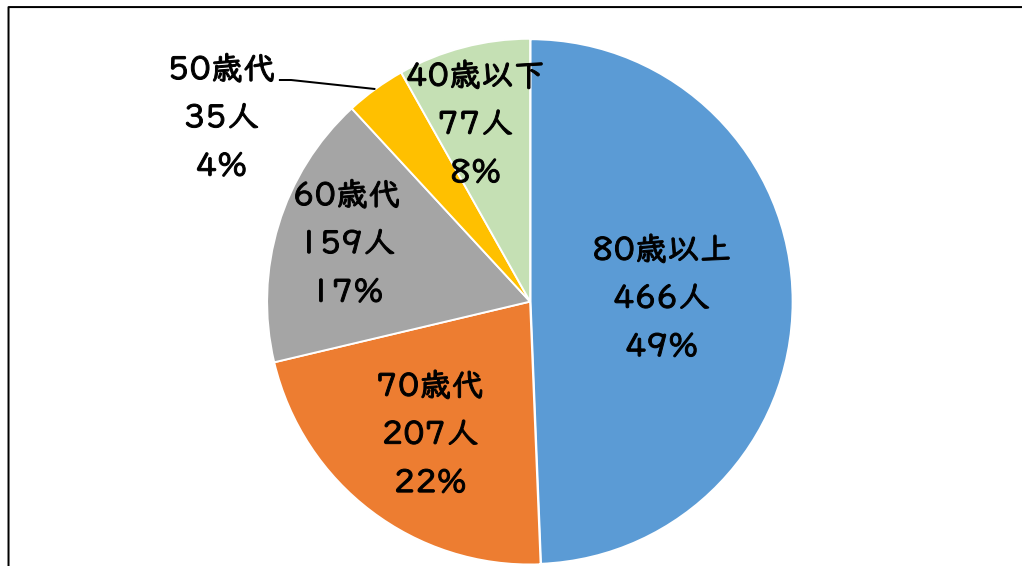


図 5. 令和 6 年 千葉県電話 de 詐欺 被害者年齢構成

出典:千葉県警察本部

(5) 市民の防犯に関する意識

①治安に対して不安に思うこと

「空き巣など住宅侵入盗」が 57.5%、「高齢者を狙った犯罪」が 57.4%と高い関心を示しています。このほか、「子どもに対する犯罪」が 29.0%、「ひったくり、路上強盗」が 26.8%、「車上狙いなど車に関する犯罪」が 22.3%、「女性に対する犯罪」が 20.1%、「自転車の盗難」が 19.5%、「その他」が 4.0%となっています。

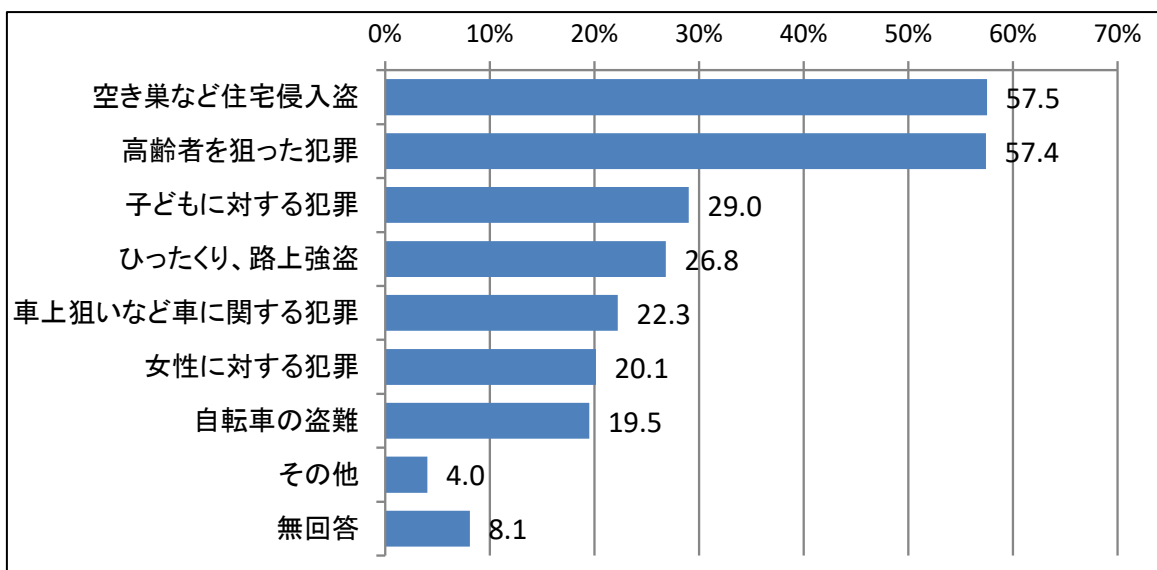


図 6. 治安に対して不安に思うこと

住宅に関する意識調査 (令和 6 年度):習志野市

②実施している防犯対策

住宅侵入等に高い関心が示されている一方、実施している防犯対策は、「戸締りを徹底している」が37.3%、「センサーライト等の取り付け」が10.2%、「特に行っていない」が9.6%、「窓ガラスの強化（合わせガラス等）」が8.3%、「開口部への補助錠の取り付け」が6.2%、「防犯カメラの設置」が6.1%、「ピッキング対策」が5.8%、「警備会社と契約している」が4.8%、「窓ガラスへの面格子の取り付け」が4.0%、「地域の防犯活動に参加している」が2.1%、「自主防犯活動をおこなっている」が1.5%、「その他」が1.0%となっており、戸締りの徹底以外の対策はあまり取られていないことがわかります。

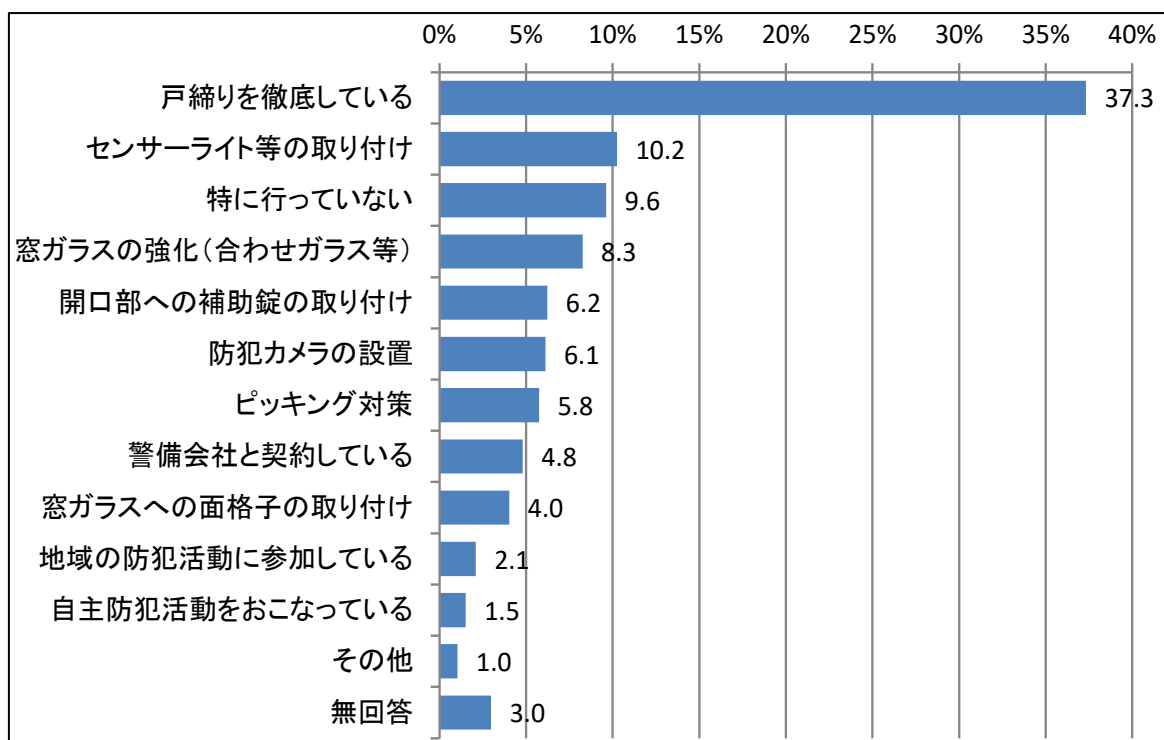


図 7. 実施している防犯対策

住宅に関する意識調査（令和6年度）：習志野市

2. 社会情勢の変化

近年、人口の減少や少子高齢化などによる地域社会や生活様式の変化、SNS やメッセージアプリをはじめとするインターネットサービスの急速な発展により人間関係が希薄化し、地域との日常的な付き合いの場や機会が少なくなっています。

これにより、自身が生活する地域への無関心を招き、異常を察知する機会の減少につながるなど、犯罪が増加する環境を生む一因となっていると考えられます。犯罪抑止には、一人ひとりが防犯意識を持ち、自ら犯罪の被害者とならないよう努めることが必要ですが、安全で安心なまちづくりを効果的に進めていくためには、個人ばかりでなく地域ぐるみで防犯活動に取り組むことが重要です。

また、近年では SNS や求人サイトなどを通じて緩やかに結び付いたメンバー同士が役割を

細分化させ、その都度、末端の実行犯を「使い捨て」にするなど、メンバーを入れ替えながら離合集散を繰り返し、特殊詐欺や強盗などの違法な資金獲得活動を行う集団である、「匿名・流動型犯罪グループ」が台頭し、特殊詐欺や強盗、窃盗などの被害が拡大してきています。このグループの中には反社会勢力やより大きな犯罪集団と共謀して犯罪を行っている実態もあるほか、このグループがSNS等を通じて掲載する犯罪実行者募集情報により、青少年が安易に犯罪に加担してしまう事例もあります。

このような新たな犯罪に対しては、犯罪手口の周知・啓発といった基本的な対策の徹底に加え、警察や地域、関係機関を含めた社会全体で連携し、対策を行っていく必要があります。

3. 安全で安心なまちづくりへの課題

平成 26(2014)年と令和 6(2024)年の犯罪発生件数を比較すると、約 4 割減少しており、これまでの各種防犯施策は一定の成果を示していますが、巧妙化・複雑化する近年の犯罪状況や、少子高齢化、身近な犯罪の増加などの本市における現状を踏まえ、安全で安心なまちづくりを進めていく上で、次の 5 点を課題とします。

(1) 防犯意識の向上

空き巣やひったくりなどの窃盗犯は年々減少傾向にありましたが、令和 5(2023)年は増加に転じ、自転車盗や電話 d e 詐欺などは、依然として高い水準にあります。また、全国的に闇バイト等を介した凶悪な強盗事件も発生し、防犯対策は急務となっています。

本市では、防犯研修会や犯罪発生状況の発信により、市民の防犯意識の向上を図っています。日々の暮らしの中に防犯意識が浸透することで犯罪の発生抑止が期待できることから、市民一人ひとりの防犯意識のより一層の向上を図る必要があります。

(2) 防犯情報の発信

インターネット上の情報は正しいものばかりでなく、偽情報や誤情報が多く潜んでいることから、今日の情報化社会において、情報の受け手側が真偽を判断する能力が求められています。誤った情報により意図せず犯罪に加担する事態や、巻き込まれる事態を避けるため、正確な情報発信により市民の不安感を払拭し、安心感を高めることが重要です。

本市では、犯罪情報をホームページや市広報へ掲載するほか、「緊急情報サービスならしの」でのメール配信、防災行政無線での電話 d e 詐欺の予兆電話のお知らせ等、様々な媒体を通じて市民へ発信を行うことで犯罪発生防止に努めてきました。しかしながら、メールの登録者数や発信する媒体は十分とは言えないことから、情報発信内容やより多くの市民への情報伝達手段の新たな方法について検討する必要があります。

(3) 地域における防犯力の向上

本市では、習志野市防犯協会や、地域の防犯活動の主体となっている町会・自治会等や自主防犯活動団体によるパトロール等に対して支援をしてきました。これらの団体の

積極的な活動は、地域防犯活動の要と言えます。しかし、今後、構成員の高齢化や人手不足により団体の維持に影響が及ぶことが懸念されます。

これらの団体の防犯活動を継続的かつ円滑に活動できるよう引き続き支援するとともに、防犯活動に積極的に参加する機運を醸成し、活動を活発化させる必要があります。

（４）犯罪の防止に向けた環境整備

市内における犯罪の多くは市民生活の身近で起こっていることから、道路等の公共の場所における死角や見通しの悪い場所を減らしていくなど環境の整備が必要です。また、犯罪を未然に防ぐために、土地や建物の適切な管理や防犯灯・防犯カメラの整備など、犯罪が起きにくい環境づくりが必要です。

本市では、これまで警察や町会・自治会、商店会などと連携し、防犯灯や防犯カメラの設置、町会等への防犯カメラ設置費補助など、防犯環境の整備を進めてきました。今後は、更なる防犯設備の設置推進を図り、安全で安心して生活できる環境づくりへの取り組みを一層進めていく必要があります。

（５）こども、高齢者、障がい者への防犯対策

近年では、SNS を利用したこどもや高齢者、障がい者への犯罪が全国的に増加しており、電話d e 詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺等の特殊詐欺は、高齢者のみならず若年層でも被害が発生するなど、手口が巧妙かつ悪質化しています。また、SNS や求人サイトなどを通じて掲載される犯罪実行者募集情報により、安易に犯罪に加担してしまう事例が起きないよう、対策が求められています。

本市では、安全で安心なまちづくり市民大会や防犯研修会の開催、キラット・ジュニア防犯隊の活動、こどもの見守り活動等、防犯に関する各種活動を実施していますが、犯罪弱者を守る更なる取り組みが必要です。

第3章 基本計画推進の基本的な考え方

1. 目的

現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現

2. 目標

市内における犯罪発生件数は、平成26(2014)年と令和6(2024)年を比べると、約4割減少しており、これまでの計画に基づく防犯施策については一定の成果を示しております。

しかし、侵入盗、乗りもの盗、車上狙い、ひったくりなど、市民生活に身近なところで起こる犯罪の発生件数は、減少傾向を示しつつも依然として発生しており、予断を許さない状況にあることから、引き続き犯罪のない安全で安心なまちを目指します。

3. 基本方針

犯罪発生の現状及び課題を踏まえ、次の5点を基本的な考え方とします。

(1) 市民一人ひとりの防犯意識の向上

市民一人ひとりが日常生活において防犯を意識し、「自分のことは自分で守る」という意識を高めることで、犯罪被害の減少に努めます。

(2) 情報の発信と犯罪被害への不安感の払拭

様々な媒体を通じて市民へ発信を行うことで、市民が自らの周囲で起こりうるリスクに対して適切に対応できるような環境を作り出すことで犯罪の予防と不安感の払拭を図り、市民が安心して生活が送れるように努めます。

(3) 防犯活動の活発化の推進

習志野市防犯協会や地域の防犯活動の主体となっている町会・自治会、自主防犯活動団体によるパトロール等に対して支援を行い、これらの団体が防犯活動を継続できるよう、活動の活発化を図ります。

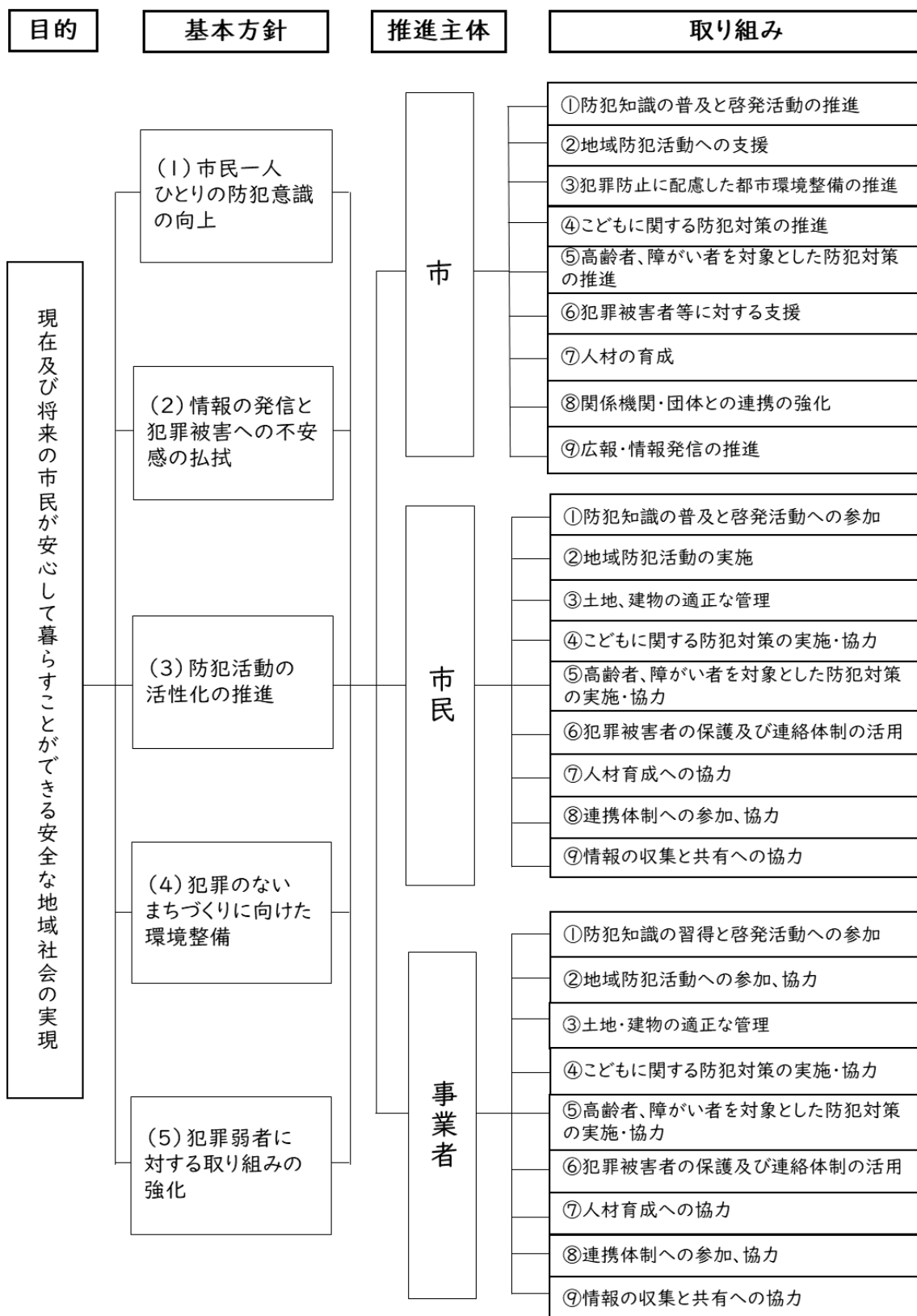
(4) 犯罪のないまちづくりに向けた環境整備

市内における犯罪の多くは市民生活に身近な場所で起こっていることから、防犯灯や防犯カメラなど更なる防犯設備の設置推進や、道路等の公共の場所における死角や見通しの悪い場所を減らすなど、安全で安心して生活できる環境整備を推進します。

(5) 犯罪弱者に対する取り組みの強化

安全で安心なまちづくり市民大会や防犯研修会の開催、キラット・ジュニア防犯隊の活動、こどもの見守り活動等、防犯に関する各種活動を通じて、こどもや高齢者、障がい者をはじめとする犯罪弱者への啓発活動を強化し、危機回避能力の向上を図るとともに、市や関係機関が連携して見守る体制を強化します。

4. 施策体系



第４章 安全で安心なまちづくり施策の推進

Ⅰ. 市の取り組み

市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民及び事業者と協働し、自主・自立の精神に支えられた良好な地域コミュニティを築くための必要な施策を実施します。

（１）防犯知識の普及と啓発活動の推進

地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが防犯知識を持つことが必要です。市民等への知識の普及や啓発活動を推進するため、次の施策を実施します。

①地域の防犯意識の高揚

市民を中心とした団体（連合町会、町会・自治会、まちづくり会議、習志野市防犯協会等）や企業・銀行・商店を中心とした各種団体（習志野警察署管内職場警察連絡協議会、特殊防犯協力会、金融機関防犯協会等）と連携し、犯罪情報等を市民に周知するなど広報活動の強化を図り、地域の防犯意識の高揚に努めます。

②安全で安心なまちづくり月間

１０月の「安全で安心なまちづくり月間」において、街頭啓発キャンペーン、防犯研修会、自転車防犯診断、防犯パトロールの強化などの啓発活動を集中的に行うと共に、より広範に安全で安心なまちづくり推進活動を展開します。

③啓発活動の推進

市、警察、事業者等が連携して安全で安心なまちづくりの活動について積極的に情報発信を行い、防犯活動に対する市民等の理解を深めるとともに、より多くの人が参加しやすい多様な自主防犯活動を支援し、市民等の安全・安心まちづくり活動、社会活動への参加の促進に努めます。

④各種イベントにおける啓発活動

「防犯研修会」の開催や「街頭啓発キャンペーン」、関係機関が実施するイベント等においてチラシや防犯グッズを配布し、防犯知識の普及に努めます。これらの活動を通じて多くの市民の防犯意識の向上を図ります。

⑤事業者への啓発活動

事業者に対し、従業員への防犯知識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備、さらには地域住民と連携して、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進を図るよう、協力依頼を行うとともに、引き続き情報提供を行います。

(2) 地域防犯活動への支援

地域における犯罪を未然に防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、市民や各種団体が一体となり幅広く活動していくなど、地域単位での自主的な地域防犯活動が非常に重要です。

これら市民の自主的な地域防犯活動を促進するため、次の支援施策を継続して実施します。

①地域防犯活動への支援

地域における犯罪発生状況や発生地区など、犯罪に関する情報を提供します。また、地域防犯活動で必要な、チラシ、パンフレット、啓発物などを提供するとともに、青色防犯パトロール車による参加支援を行います。

②顕彰の実施

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に顕著な貢献があった個人や団体に対して、その功績を称え、安全で安心して暮らせるまちづくり活動に対する社会的評価を高めるための顕彰を実施します。

(3) 犯罪防止に配慮した都市環境整備の推進

犯罪防止の取り組みは、犯罪が発生しにくい都市環境整備に着目したハード・ソフト両面での対策が必要です。特に道路、公園、駐車場や公共的建築物などの整備や維持管理にあたっては、次の施策を展開します。

①道路照明灯、防犯灯及び防犯カメラの整備

道路照明灯については、夜間において、道路状況や交通状況を的確に把握するための良好な視覚環境を確保し、道路交通の安全性向上等を目的に整備を行います。

また、防犯灯については、まちを明るくし、歩行者等の安全を確保するとともに、夜間に誘発される各種犯罪の抑止を図るため、町会、自治会からの要望を考慮しつつ、防犯カメラの設置と合わせて効果的に整備します。

②公共施設の自動車駐車場及び自転車等駐車場における安全対策

ア．自動車駐車場

駐車場においては、自動車盗難や車上ねらいを防止するため、施設の適切な運営に努めます。

イ．自転車等駐車場

地下式や階層式などの立体自転車等駐車場においても、防犯カメラの設置やコインパーキング化など、防犯に配慮した施設整備や運営に努めます。

③公園における安全対策

死角をつくらない樹木等の配置、剪定や照明灯の整備と共に公園施設の適正な維持管理に努めます。

④建築物における安全対策

本市の公共施設については、暗がりや死角になりやすい場所の解消など、防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物として整備します。また、適切な維持管理が行われていない空家に対し、改善が図られるよう助言、指導等を行います。

⑤市有地及び公共施設における安全対策

安全な環境を保持するため、適正な維持管理を行います。

⑥通学通園等に使用している公共施設における安全対策

死角をつくらない樹木等の配置、剪定、照明灯による明るさの確保など、施設の整備及び維持管理に努めます。

(4) こどもに関する防犯対策の推進

①保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校等の安全（防犯）管理体制の整備

幼児、児童、生徒の安全確保を図るため、教職員等による保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校等の安全（防犯）管理を推進します。

②侵入者の防止対策

保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校等の出入り口をできるだけ少ない箇所限定するとともに、防犯カメラや非常警報装置等の防犯警備機器を活用し、侵入者の防止に努めます。

③保護者、地域、関係各機関との連携の充実

幼児、児童、生徒の通学時等の安全確保を図るため、情報収集体制の強化、積極的な情報発信を行うことにより、保護者、地域、関係各機関との連携の充実に努めます。

④「こども１１０番の家」の設置推進

地域の家庭や店舗等の協力を得て、こどもが危険を感じた時に駆け込むことにより、身の安全を確保するための「こども１１０番の家」の設置協力を引き続き行っています。

⑤安全教育の充実

学校で行われる安全教育に加え、「犯罪の被害者にならない、犯罪の加害者にならない、犯罪を他人にさせない」をスローガンとするキラット・ジュニア防犯隊の活動

を通じ、児童、生徒が防犯についての知識を身に付け、安全に避難する方法や、犯罪に巻き込まれないための方法等について理解し、状況に応じて自ら安全な行動ができるよう、安全教育の充実に努めます。

⑥通学路の安全対策

市、学校、警察、地域住民で構成される通学路安全対策協議会による、小中学校の通学路の安全対策を実施します。

(5) 高齢者、障がい者を対象とした防犯対策の推進

高齢者や障がい者を犯罪被害から守っていくためには、地域と高齢者、障がい者がより密接な関係を築き、地域全体で支えていく体制を確立するとともに、高齢者、障がい者が自らの生活の安全を確保していくために必要とされる防犯知識の普及や啓発を実施します。特に高齢者、障がい者が狙われやすい「電話 de 詐欺」等について、関係機関と協議、検討を行います。

(6) 犯罪被害者等に対する支援

犯罪被害者や家族等が平穏な生活が送れるよう、県、警察、千葉犯罪被害者支援センターなどの関係機関と連携し、相談の対応や助言、各種の情報提供を行います。

市においても、庁内関係各課が協力・連携し、犯罪被害者等が必要としている支援の提供に努めます。

(7) 人材の育成

各地域において、安全で安心なまちづくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材の育成や、防犯協会、警察との連携のもと、防犯パトロールの実施や防犯意識の啓発など、地域防犯活動の中心となる防犯指導員の知識向上を図ることを目的とした研修会や講演会等を企画し、計画的な人材の育成に努めます。また、就学時から防犯に対し、より高い関心が持てるよう「キラット・ジュニア防犯隊」の活動を継続して行います。

(8) 関係機関・団体との連携の強化

関係機関や団体と、防犯施策を総合的に推進し、調整を図るための連携体制を整備するとともに、庁内連携組織である、安全で安心なまちづくり連絡協議会を定期的開催し、連携の強化に努めます。

(9) 広報・情報発信の推進

市広報紙、ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」、SNS、チラシ、ポスター、出前講座等、様々な広報媒体を駆使し、効果的な情報の発信に努めます。

また、報道機関や関係機関への積極的な情報提供を通じ、広く市民に防犯意識の普及啓発に努めます。

さらに、近年問題になっている SNS を介した匿名・流動型グループによる犯罪実行者募集について、青少年が犯罪に巻き込まれることのないよう、関係機関と連携して情報提供や広報啓発に取り組めます。

2. 市民の取り組み

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、「自分のことは自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」ということです。

自ら防犯意識を高め、自らの安全確保に努めるとともに、地域住民や警察、各種関係団体が、お互いに連携を充実させ、地域の実情にあった啓発活動を実施し、地域住民一人ひとりから地域全体にいたるまで幅広く防犯に関する知識を持ち、防犯意識を高揚するとともに、一体となって地域防犯活動に取り組み、犯罪を未然に防止する環境づくりが必要です。

(1) 防犯知識の習得と啓発活動への参加

地域における犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが、防犯に関する知識を持つことが必要です。防犯知識の習得と啓発活動へ積極的に参加するため、次のように取り組めます。

①地域防犯意識の高揚

市や警察または市民を中心とした団体（連合町会、町会・自治会、まちづくり会議、習志野市防犯協会等）や企業・銀行・商店を中心とした各種団体（習志野警察署管内職場警察連絡協議会、特殊防犯協力会、金融機関防犯協会等）を通じて得られる犯罪情報等を積極的に活用し、地域の防犯意識の高揚に努めます。

②防犯知識の習得

安全で安心なまちづくりを推進するためには、地域住民一人ひとりが、防犯知識を持つことが必要であるため、市や関係機関により開催される研修会や講演会等へ積極的に参加し、地域防犯活動や身の回りの安全点検に活かします。

③啓発活動への参加

「安全で安心なまちづくり月間」など、市や関係機関が実施する街頭啓発キャンペーン、研修会等、安全で安心なまちづくりの推進活動の一環として行われる啓発活動へ積極的に参加・協力します。

④情報の収集

市広報、ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」、SNS、チラシ、ポスター、出前講座等から得られる防犯に関する情報を積極的に収集し、地域における防犯対策の向上に努めます。

(2) 地域防犯活動の実施

自分たちの地域を自分たちで守っていくことができるよう、住民相互により連携、協力し、地域の実情にあった自主的な地域防犯活動を実施します。

①地域防犯活動の実施

市や警察から得られる地域における犯罪発生状況や発生場所などの犯罪情報、研修会、講演会等で習得した防犯に関する知識などを活用し、地域一体となって、防犯パトロールなど、地域防犯活動を積極的に行います。

②身の回りの安全点検

「自分のことは自分で守る」ことを基本に、防犯に関する研修会や講演会等で習得した知識を活かし、防犯の視点を取り入れた住まいづくりなど、身の回りの安全点検に努めます。

③地域における安全点検

自分たちの地域は自分たちで守っていくことができるよう、住民相互により、地域で連携・協力して、日頃から地域の安全点検に努めます。

(3) 土地・建物の適正な管理

土地や建物を所有している市民は、安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理や安全点検を実施します。

(4) こどもに関する防犯対策の実施・協力

こどもが犯罪に巻き込まれないように、地域やPTA等による自主的な見守り活動を実施し、防犯対策を推進します。

①通学時等におけるこどもの安全確保

保護者や学校等の管理者並びに市と連携して、通学通園時における、こどもの安全対策として、声かけ、緊急時の避難及び保護、児童への助言、警察への通報・連絡等を積極的に行います。

②「こども110番の家」の設置推進

こどもが危険を感じた時に駆け込むことにより、身の安全を確保するための「こども110番の家」の設置協力を引き続き行っていきます。

(5) 高齢者、障がい者を対象とした防犯対策の実施・協力

高齢者、障がい者が犯罪に巻き込まれないよう、地域で連携し、声かけや定期的な自宅訪問など、高齢者、障がい者を支援する地域防犯活動を行います。

(6) 犯罪被害者の保護及び連絡体制の活用

市民がパトロール等により犯罪等の現場に遭遇した場合、被害者保護に努めるとともに、警察等に通報します。

(7) 人材育成への協力

①防犯指導員育成への協力

市や警察などにより開催される、安全で安心なまちづくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材を育成する研修会や講演会等へ積極的に参加し、地域における防犯指導員の育成に協力します。

②防犯指導員を中心とした防犯対策の推進

防犯協会、市役所、警察と連携し、地域防犯活動の中心となる防犯指導員を主体とした防犯パトロールや防犯情報の周知・伝達、防犯意識の啓発活動など、積極的かつ効果的な地域における防犯対策を推進します。

(8) 連携体制への参加、協力

市・事業者及び関係機関との連携を強化するべく、施策を着実かつ円滑に推進するための各種連携体制へ積極的に参加・協力します。

(9) 情報の収集と共有への協力

誤った情報により犯罪に巻き込まれないよう、公的機関が発信する正しい情報を収集し、情報の真偽を判断する能力の向上に努めるとともに、不審者情報等の連絡・通報など、犯罪に繋がる情報の共有へ協力します。

また、SNS や求人サイトなどを介した特殊詐欺や犯罪実行者募集により、犯罪への加担や被害に遭うことがないように、犯罪手口の収集と共有に努めます。

3. 事業者の取り組み

事業者は、その事業を行うにあたり、安全で安心して暮らせるまちづくりのために必要な措置を講ずるとともに、地域住民と一体となって地域防犯活動を行います。

(1) 防犯知識の習得と啓発活動への参加

①防犯意識の高揚

市や警察から発信される犯罪情報等を積極的に活用し、事業者並びに従業員の防犯意識の高揚に努めます。

②防犯知識の習得

市や関係機関が開催する防犯に関する研修会、講演会等を活用し、事業者並びに従業員等の防犯知識の習得に努めます。

③啓発活動への参加

「安全で安心なまちづくり月間」など、市や関係機関が実施する街頭啓発キャンペーン、研修会等、安全で安心なまちづくり推進活動の一環として行われる啓発活動へ積極的に参加・協力します。

(2) 地域防犯活動への参加・協力

①地域防犯活動への参加・協力

地域で行われる防犯パトロールなど、地域防犯活動へ積極的に参加・協力し、地域住民と一体となって、安全で安心なまちづくりを推進します。

②事業所の安全点検

自分たちの地域は自分たちで守っていくことができるよう、地域と連携・協力して、日頃から、事業所及び地域の安全点検に努めます。

(3) 土地・建物の適正な管理

①土地や建物の適正な維持管理

事業者で所有している土地や建物の安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理や安全点検を実施します。

②施設等の防犯対策

防犯に配慮した施設や設備等の整備を行います。特に、共同住宅や駐車場については、ピッキングなどに強い鍵の設置や防犯カメラ、防犯灯の整備等、防犯対策を積極的に行います。

(4) こどもに関する防犯対策の実施・協力

こどもが犯罪等に遭わないために、事業者としてパトロールや見守り活動に協力し、防犯対策の実施や協力を努めます。

①通学時等におけるこどもの安全確保

保護者や学校等の管理者並びに市と連携して、通学通園時における、こどもの安全対策として、声かけ、緊急時の避難及び保護、児童への助言、警察等への通報・連絡等を積極的に行います。

②「こども１１０番の家」の設置推進

こどもが危険を感じた時に駆け込むことにより、身の安全を確保することができる「こども１１０番の家」の設置に協力します。

（５）高齢者、障がい者を対象とした防犯対策の実施・協力

高齢者、障がい者が犯罪に巻き込まれないよう、地域と連携し、声かけや自宅訪問時における状況確認など、高齢者、障がい者を支援する地域防犯活動へ積極的に参加・協力します。

（６）犯罪被害者の保護及び連絡体制の活用

事業者がパトロール等により犯罪等の現場に遭遇した場合、被害者保護に努めるとともに、警察等に通報します。

（７）人材育成への協力

市や警察などにより開催される、安全で安心なまちづくりを推進するための原動力となり、地域防犯活動を支えていく人材を育成するための研修会や講演会等へ積極的に参加し、事業所における防犯リーダーの育成に取り組みます。

（８）連携体制への参加、協力

市・市民及び関係機関等との連携を強化するべく、防犯施策を着実、かつ、円滑に推進するために連携体制へ積極的に参加・協力します。

（９）情報の収集と共有への協力

公的機関が発信する正しい情報を収集し、従業員等に対し正確な情報発信を行うとともに、寄せられた犯罪発生情報や不審者情報を関係機関に連絡・通報するなど、情報の共有へ協力します。

第5章 基本計画を推進するにあたって

1. 実施計画の策定

安全で安心して暮らせるまちづくりの推進は、市、市民及び事業者がその能力を生かし、それぞれの役割を果たしつつ、協働して取り組むことが重要であり、警察や各関係機関と相互に連携・協力しながら、すべてが一体となって、取り組んでいくことが必要です。そこで、安全で安心なまちづくりを推進するための基本計画に基づき、市・市民及び事業者が実施する具体的な取り組みを明確にした「実施計画」を策定し、円滑かつ着実な推進を図ります。

2. 安全で安心なまちづくり協議会の設置

安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「習志野市安全で安心なまちづくり協議会」を設置します。

協議会では、市長の諮問に応じて、安全で安心なまちづくりに関する基本的施策及び基本計画といった基本的事項について、様々な分野や角度から調査・審議し、より実情に沿った取り組みが的確かつ効果的に実施できるよう協議します。

3. 安全で安心なまちづくり連絡協議会の設置

安全で安心なまちづくりを総合的に推進するため、本市に「安全で安心なまちづくり連絡協議会」を設置します。

連絡協議会は、安全で安心なまちづくりに関する施策を行う関係部局により構成し、各部局が連携して各施策を円滑に推進できるよう情報を共有するとともに、意見交換などを行います。

4. 基本計画の変更について

基本計画は、犯罪発生件数の増減や犯罪の内容、社会情勢の急激な変化などにより、適宜、見直しを行います。

また、取り組みについても、今後の犯罪の態様や発生状況、社会環境、市民の意識及び行動パターンの変化等を分析・検討を加え、必要に応じて見直しを行い、より効果的かつ効率的な実施が図れるように努めます。

資料編

Ⅰ. 習志野市安全で安心まちづくり基本計画の策定経緯

年月日	会議・作業等	内容等
令和 7 年 5 月 26 日	安全で安心なまちづくり 連絡協議会	素案に対する庁内意見照会
令和 7 年 6 月 24 日	令和 7 年度第 1 回習志 野市安全で安心なまち づくり協議会	計画概要及び計画案についての諮問、協 議
令和 7 年 8 月 25 日	令和 7 年度第 2 回習志 野市安全で安心なまち づくり協議会	計画修正案についての協議及び答申案に ついての協議
令和 7 年 9 月 25 日	習志野市安全で安心な まちづくり協議会	計画修正案について答申
令和 7 年 11 月 1 日 ～11 月 30 日	パブリックコメント	計画案についてのパブリックコメントを実施
令和 8 年 2 月	令和 7 年度第 3 回習志 野市安全で安心なまち づくり協議会(予定)	計画最終案について内容等の意見聴取
令和 8 年 2 月	庁議(予定)	習志野市安全で安心まちづくり基本計画 策定の審議
令和 8 年 3 月	計画決定(予定)	

2. 習志野市安全で安心なまちづくり基本計画について（諮問）

諮 問

習志野市安全で安心なまちづくり協議会
会長 高山貴子様

習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成16年条例第1号）第12条第2項の規定により、習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（案）について、貴協議会の意見を求めます。

内容につきましては、現習志野市安全で安心なまちづくり基本計画が令和7年度をもって計画期間終了となることから、令和8年度を始期とする新たな基本計画を策定するため、諮問するものです。

防 安 第 9 5 号
令 和 7 年 6 月 2 4 日

習志野市長 宮本泰介

3. 習志野市安全で安心なまちづくり基本計画について（答申）

答 申

習志野市長 宮 本 泰 介 様

防安第95号により、本協議会に諮問がありました内容につきまして、次のとおり、
答申します。

習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（素案）について、本協議会において協議を行った結果、その内容は概ね妥当なものであると判断いたします。

なお、計画の推進に向けた、今後の取組にあたっては、以下の意見のほか、本協議会の協議過程で各委員より出された意見について、十分に留意していただきたい。

1. 犯罪のないまちづくりに対する活動について

コロナ禍が明け、犯罪件数も増加傾向にある中で、特殊詐欺は深刻な社会問題となっており、超高齢化社会が進行するにあたり、今後の対策は不可欠である。また、現役世代の被害も増加していることから、これまで以上に市、市民、警察、事業者との相互連携により、犯罪のないまちづくりを推進する施策に取組んでいただきたい。

さらには、自主防犯活動団体の活動支援や活動団体の増加に向けた施策、積極的な情報発信により市民等の防犯意識の啓発を実施していただきたい。

2. 計画的な事業の展開について

現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に向けて、今日の地域社会を取り巻く状況及び課題を精査し、計画的な事業に取組んでいただきたい。

令和 7 年 9 月 25 日

習志野市安全で安心なまちづくり協議会 会長 高 山 貴 子

4. 習志野市安全で安心なまちづくり協議会委員名簿

No.	役職	氏名	備考
1	委員	織戸 久雄	公募市民
2	//	武富 正隆	公募市民
3	//	鈴木 とし江	習志野市連合町会 連絡協議会 会長
4	//	岡畑 和弘	習志野商工会議所 事務局長
5	//	櫻井 誠一	習志野市商店会連合会 津田沼南口商店会 監査
6	//	上杉 浩介	習志野法曹会
7	//	高山 貴子	習志野市防犯協会 副会長
8	//	寺井 早苗	中学校区青少年健全育成 連絡協議会代表者会 七中学区会長
9	//	大寺 博之	習志野警察署 生活安全課長
10	//	藤本 真由美	習志野市教育委員会 屋敷小学校長
11	//	天田 正弘	習志野市教育委員会 第六中学校長
12	//	長澤 理恵	秋津保育所 所長
13	//	伊東 弘樹	習志野市消防団 副団長
14	//	榎本 信弘	習志野市あじさいクラブ連合会 安全・安心部長
15	//	大村 悠	習志野市PTA 連絡協議会 会長

5. 習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例

平成16年3月31日

条例第1号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 安全・安心まちづくりの推進（第6条—第13条）

第3章 雑則（第14条・第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪を防止し、市民生活の安全を確保するために必要な基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）を推進するための基本となる事項等を定めることにより、市、市民及び事業者が協働して、安全・安心まちづくりを総合的かつ積極的に推進し、もって現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 安全・安心まちづくりの推進は、市、市民及び事業者が、その能力を生かし、それぞれの役割を果たしつつ相互に補い合い、協働して行うものとする。

2 安全・安心まちづくりの推進は、市、市民及び事業者が、自立の精神に支えられた良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動を育むことにより行うものとする。

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心まちづくりを推進するために基本計画を策定し、これに基づき必要な施策を実施するものとする。

2 市は、基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を積極的に反映させるよう努めるとともに、施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力が得られるように必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、安全・安心まちづくりを推進するために常に警察その他の関係行政機関、防犯関係団体、地域住民による自主運営組織その他市長が認める団体等（以下「関係機関等」という。）との密接な連携を維持するよう努めるものとする。

4 市は、犯罪が発生した場合においては、市民及び事業者の協力を得て、関係機関等と一体となつて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自ら安全の確保に努め、地域における安全・安心まちづ

くりのための活動に相互の理解と協力の下自主的に取り組み、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動が安全に行われる環境を確保するために必要な措置を講じ、地域の防犯活動を推進し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員が安全・安心まちづくりに必要な知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めるものとする。

第2章 安全・安心まちづくりの推進

（高齢者等への配慮）

第6条 市は、高齢者、障害者及び義務教育終了前の児童（以下「高齢者等」という。）に配慮した施策を策定し、及び体制を整備するものとする。

2 市民及び事業者は、地域において高齢者等が安心して暮らすことができるように配慮するものとする。

（公共施設における犯罪防止）

第7条 市は、公園、道路その他の公共施設の整備及び管理に当たっては、犯罪防止のために必要な措置を講ずるものとし、義務教育終了前の児童が通学、通園等の用に供している道路及びその周辺の公園、広場等については、特に推進しなければならない。

（通学時等における児童の安全確保）

第8条 市民及び事業者は、義務教育終了前の児童の保護者、学校等の管理者及び市と連携して、通学及び通園時における当該児童の安全を確保するために必要な配慮を行うものとする。

（土地及び建物に係る安全確保）

第9条 市内に土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地及び建物に係る安全な環境を確保するために必要な措置を講じ、地域における犯罪防止に努めるものとする。

（啓発活動の推進等）

第10条 市は、市民及び事業者が自主性をもつて安全・安心まちづくりを進めることができるようにするため、防犯に関する知識の普及及び情報の提供その他市民及び事業者に対する啓発活動を推進するものとする。

2 市は、高齢者等に対する犯罪を防止するための啓発活動を特に推進しなければならない。

3 市民及び事業者は、あらゆる機会を通じて安全・安心まちづくりについて積極的に学習するよう努めるものとする。

（人材の育成）

第11条 市及び事業者は、安全・安心まちづくりを推進するための活動を支える人材を育成するよう努めるものとする。

（安全で安心なまちづくり協議会）

第12条 市長は、安全・安心まちづくりを推進するため、習志野市安全で安心なまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、安全・安心まちづくりに関する基本的施策及び安全・安心まちづくりに関する基本的事項を調査審議するものとする。

3 協議会は、安全・安心まちづくりに関する施策及び安全・安心まちづくりに関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（安全・安心まちづくりのための推進体制）

第13条 市は、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的に推進するため、関係部局相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 市は、市民、事業者及び関係機関等と連携し、安全・安心まちづくりに関する施策を積極的に推進するための連絡網等の体制を整備するものとする。

第3章 雑則

（安全で安心なまちづくり月間）

第14条 市長は、安全・安心まちづくりを推進するため、安全で安心なまちづくり月間を設けることができる。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則抄

（施行期日）

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

（習志野市防犯ならびに交通安全推進に関する条例の一部改正）

2 習志野市防犯ならびに交通安全推進に関する条例（昭和40年条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

6. 習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則

平成16年5月14日

規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成16年習志野市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の組織)

第2条 条例第12条第1項の習志野市安全で安心なまちづくり協議会（以下「協議会」という。）は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた市民
- (2) 地域住民による自治運営組織の代表者
- (3) 商工業関連団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 防犯関係団体の代表者
- (6) 市民活動団体の代表者
- (7) 消防関係団体の代表者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) 保育所、幼保連携型認定こども園又は教育関係機関の職員
- (10) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平30規則30・令7規則28・一部改正)

(協議会の会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会への資料提出の要求等)

第5条 協議会は、必要があると認めたときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し資料の提出及び協力を求めることができる。

(協議会の庶務)

第6条 協議会の庶務は、防犯対策に係る総合調整担当課において処理する。

(協議会に関する委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(安全で安心なまちづくり月間)

第8条 条例第14条の安全で安心なまちづくり月間は、10月とする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月14日規則第30号)

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年6月30日以前に委嘱された委員の任期は、改正後の習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則第2条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

7. 安全で安心なまちづくり連絡協議会設置要綱

平成16年5月14日制定
平成24年4月1日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和5年4月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正

(設置)

第1条 習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成16年条例第1号）に定める安全・安心まちづくりを総合的に推進するため、習志野市に安全で安心なまちづくり連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 連絡協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 安全・安心まちづくりに関する施策に関すること。
- (2) 安全・安心まちづくりに関する施策に係わる関係部間の総合調整に関すること。
- (3) 安全・安心まちづくりに関する施策の推進のための情報活動に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、安全・安心まちづくりの総合的な推進に関し必要なこと。

(組織等)

第3条 連絡協議会に委員長、副委員長及び委員を置き、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 協働経済部次長
- (2) 副委員長 道路管理課長
- (3) 委員 次に掲げる職員

ア 協働政策課長

イ 市民広聴課長

ウ 産業振興課長

エ 契約検査課長

オ 街路建設課長

カ 公園緑地課長

キ 高齢者支援課長

ク 障がい福祉課長

ケ 健康支援課長

コ こども政策課長

サ こども保育課長

シ 児童育成課長

ス 教育委員会教育総務課長

セ 教育委員会保健体育安全課長

ソ 教育委員会社会教育課長

タ 教育委員会青少年センター所長

2 委員長は、連絡協議会の会務を総理し、連絡協議会の会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡協議会の会議は、必要に応じて、委員長が招集する。

(関係者の出席)

第5条 連絡協議会において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第6条 連絡協議会に事務局を置く。

2 事務局は、防犯対策に係る総合調整担当課をもって充てる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成16年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

8. 習志野市自主防犯活動団体委嘱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市域において犯罪を未然に防止する活動及び防犯意識の向上に自主的に取り組んでいる自主防犯活動団体（以下「団体」という。）に対し防犯活動を委嘱し、その団体を本市に登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

(団体の基準)

第2条 団体の基準は、次のとおりとする。

- (1) 団体の構成員は、市内に在住又は在勤する者とする。
- (2) 団体の構成人員は、おおむね5名以上とする。

(委嘱等)

第3条 市長は、自主防犯活動団体登録申請書（別記様式）の提出があり、適当と認めた団体に対し防犯活動を委嘱し、当該団体を本市に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により委嘱した団体に対し委嘱状を交付する。

3 委嘱の期間は、登録団体が防犯活動を実施している期間とする。

(活動)

第4条 団体は、次の各号のいずれかの活動を行うものとする。

- (1) 市域における犯罪の未然防止のため、自主的な防犯パトロールを行うこと。
- (2) 防犯に関する意識の向上のため、広報、街頭キャンペーン等を行うこと。
- (3) その他市域において必要な自主防犯活動を行うこと。

(遵守事項)

第5条 団体は、法令等を遵守し、誠実かつ公正に自主的な防犯活動を行わなければならない。

2 団体は、その信用を傷つけ、又は不名誉になるような行為をしてはならない。

3 団体は、自主防犯活動に関し必要な知識を習得するよう努めなければならない。

4 団体は、自主防犯活動中に周辺住民等から苦情、意見等があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(活動費用等)

第6条 団体の活動の運営に要する費用は、団体の負担とする。ただし、活動に係る物品の貸与については、別に定める。

(解嘱等)

第7条 市長は、団体が次の各号のいずれかに該当したときは、当該団体を解嘱することができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 団体から辞退の申出があったとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、団体としてふさわしくない行為がある等市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により団体を解嘱したときは、その団体の登録を抹消するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に別の手続により本市に登録されている自主防犯活動に関する団体は、この要綱の規定により登録された団体とみなす。

別記様式（第3条第1項）

年 月 日

自主防犯活動団体登録申請書

団 体	名称			
	所在地			
	電話番号		FAX	
代 表 者	氏名			
	住所			
	電話番号		FAX	
組織年月日	年 月 日			
団体規約	☐ あり ☐ なし （該当する項目にレを記入）			
団体構成	☐ 町会・自治会 ☐ 自主防災会 ☐ PTA ☐ その他（ ）			
構 成 員	総数 人 1回当たりの活動数 人			
活動内容	☐ 防犯パトロール（ ☐ 徒歩 ☐ 自動車 ☐ その他： ） ☐ 防犯広報 ☐ 登下校の見守り ☐ わんわんパトロール ☐ その他（ ）			
活動地区				
活動日	☐ 毎週 回（ 曜日） ☐ 毎月 回（ 曜日） ☐ 年末（ 月 日～ 月 日） ☐ その他（ ）			

9. 習志野市防犯物品支援基準

平成18年 4月 1日一部改正

平成24年 4月 1日一部改正

平成25年 4月 1日一部改正

令和元年 7月 1日一部改正

(目 的)

第1条 この基準は、習志野市自主防犯活動団体委嘱要綱第6条に基づき、地域住民による地域の防犯活動を推進するため、活動に必要な物品を貸与して支援を行い、もって犯罪防止に対する地域住民の意識高揚を図ることを目的とする。

(貸与要件)

第2条 地域住民が団体に適正な活動計画のもと防犯活動を行うときは、当該地域住民の団体（以下「自主防犯活動団体」という）の代表者に対し、当該防犯活動に必要な物品を貸与するものとする。

(貸与物品)

第3条 貸与する物品は、別表1、2の左欄に掲げるとおりとし、貸与する物品の数は、参加者総数及び1回あたりの参加者数に応じ、それぞれ当該中欄又は右欄に定める数までとする。

(貸与期間)

第4条 貸与の期間は、当該自主防犯活動団体が定めた活動計画の期間内とする。

(貸与申請)

第5条 貸与を受けようとする自主防犯活動団体は、防犯物品貸与申請書（別記様式）により、市長に申請しなければならない。

(貸与決定)

第6条 前条の申請があったときは、審査して貸与の可否を決定し、物品を貸与するものとする。

(貸与物品の紛失等による届出)

第7条 物品の貸与を受けた自主防犯活動団体は、当該物品を紛失し、又は損傷したときは、速やかに市長に届けなければならない。

(貸与物品の返却)

第8条 物品の貸与を受けた自主防犯活動団体は、次に掲げる場合には、当該物品を返還しなければならない。

（1）活動計画の期間内に防犯活動を終了するとき。

（2）自主防犯活動団体を解散し、又は自主防犯活動団体としての活動を中止したとき。

適 用

この基準は、平成16年8月1日から適用する。

この基準は、平成18年4月1日から適用する。

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、令和元年 7 月 1 日から適用する。

別 表 1 (第 3 条)

参加者総数 貸与物品	5 0 人未満	5 0 人以上
帽 子 (個)	必要人数分	必要人数分
のぼり旗 (本)	3	5
リード標 (本)	必要人数分	必要人数分

別 表 2 (第 3 条)

1 回あたりの 参加者数 貸与物品	1 0 人未満	1 0 人以上
腕 章 (枚)	必要人数分	必要人数分
ベスト (着)	5	7
信号灯 (本)	2	3

防 犯 物 品 貸 与 申 請 書

年 月 日

習志野市長 宮本 泰介 あて

団 体 名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

連 絡 先 _____

設 立 日（結成） _____ 年 月 日

私たちは、防犯活動を実施し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、地域住民の防犯意識を高揚させ、犯罪を未然に防止する活動を行います。
つきましては、下記のとおり活動に必要な物品の支援をお願い致します。

記

1. 活動地域（区域） _____

2. 活動計画（回数など） _____

3. 人 数

（1）参 加 者 総 数 _____ 人

（2）1回当たりの参加者 _____ 人

4. 支援を受けたい物品

（1）腕 章 _____ 枚 （2）ベスト _____ 着

（3）のぼり旗 _____ 本 （4）帽 子 _____ 個

（5）信号灯 _____ 本 （6）リード標 _____ 本

5. その他 _____



『みんなで目指そう 犯罪のないまち習志野!!』

習志野市安全で安心なまちづくり基本計画(第3次)(案)
令和 8(2026)年度～令和 15(2033)年度
令和7年10月版

発行:習志野市
編集:習志野市防犯安全課
〒275-8601
千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
